

愛西市有地貸付による太陽光発電事業者募集要項

第1 募集の趣旨

市有財産の有効活用及び再生可能エネルギーの普及の一助となることを目的とし、市有地において太陽光発電事業を実施する事業者を募集します。

第2 募集の内容

1. 貸付方法

市有地を貸付ける事業者は、一般競争入札により決定します。市が予定する価格以上で、最高の金額を提示した応募者が事業者となります。

2. 貸付物件

下表のとおりとし、応募者はこれらの土地の中から太陽光発電の事業化が見込まれる土地を選択し、土地ごとに金額を提示するものとします。

	所在地	用途地域	地目	貸付面積	備考
1	西保町北川原 51 番, 52 番	市街化調整	原野	3,264 m ²	
2	鶉多須町二本松 115 番, 116 番, 117 番 1, 117 番 2	市街化調整	雑種地	3,016 m ²	一般廃棄物最終 処分場跡地
3	勝幡町大矢 17 番の一部	市街化調整	雑種地	1,065 m ²	

※貸付物件 1 は、合筆予定

3. 貸付期間

土地の賃貸借契約期間（設置等工事及び撤去期間を含む）は 20 年とします。

なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条に定める調達期間と設置等工事及び撤去期間を合わせて 20 年を超える場合については、協議により期間更新を行うものとします。

4. 貸付料

- (1) 最低貸付料（市が予定する価格）は、年額 100 円／m²とします。
- (2) 貸付料は、土地賃貸借契約を締結した日から発生するものとします。
- (3) 貸付料の支払いは年度ごととし、市が別途指定する期日までに納付するものとします。
- (4) 貸付初年度及び終了年度において、貸付期間が 1 年に満たない年度については、貸付料の年額を月割り（1 円未満切捨て）して計算するものとします。なお、1 月に満たない月があるときは 1 月として計算するものとします。
- (5) 事業者が測量を行い、面積に差異が生じた場合でも、貸付料の変更は行いません。
- (6) 貸付料が、公租公課の増減その他経済状況の変動などにより、近辺の土地の地代に比較して不相当となったときは、貸付料の変更を行うことができるものとします。

5. 貸付条件

- (1) 土地利用に関する条件

- ①事業者は、太陽光発電事業の目的以外に土地の利用はできないものとします。
- ②事業者は、土地を第三者に転貸することはできないものとします。
- ③土地は現状で貸付けます。整地等が必要な場合は、事業者において実施してください。
- ④貸付物件2については、事業者において既設フェンスの撤去を行ってください。
- ⑤貸付物件2は、平成4年12月に一般廃棄物最終処分場として設置され、平成13年8月に施設の廃止の確認を行い、最終処分場終了届を提出しています。土地の状況については次のとおりです。

ア 埋立期間 : 平成5年3月～平成11年3月
イ 埋立面積、深さ : 621 m²、4.5m
ウ 埋立容量 : 2,795 m³
エ 埋立物 : プラスチック、不燃物、不燃粗大
オ 覆土 : 0.5m

なお、当該土地は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に定める指定区域に指定されています。土地の形質の変更に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則ならびに最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインを順守してください。

- ⑥市は、貸付期間中の土地の使用に関して、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとします。

(2) 系統接続に関する条件

- ①系統への接続については、事業者の責任において電力会社へ直接確認してください。
- ②電力会社との電力需給契約及びその他一切の業務は、事業者において実施してください。なお、電力の買取りについては市が保証するものではなく、また、本募集について電力会社は関与していません。

(3) 設備の設計・施工に関する条件

- ①建築基準法に規定する建築物及び工作物（平成23年国土交通省告示第1002号に規定する工作物を除く。）の設置は、不可とします。
- ②施工に伴う用水や電源が必要な場合は、事業者において確保してください。
- ③施工に伴う草木伐採、不陸整正等は全て事業者が実施するものとし、発生した伐採草木やコンクリート塊等の廃棄物は、適切に処理してください。
- ④施工中の騒音、振動及び汚水等により、周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないよう努めてください。

(4) 維持管理に関する条件

- ①維持管理（修繕、草木等の伐採・剪定等を含む。）は、全て事業者において実施してください。
- ②周辺環境に十分配慮し、常に良好な状態で管理してください。

(5) その他の条件

- ①土地に対し、賃借権の登記は行わないものとします。
- ②事業実施に当たり、事業計画、関係法令申請状況及び施工状況等を市に報告してください。
- ③事業実施によって考えられる問題（太陽光パネルの反射光による光害、設備設置による日影、電波障害、景観の阻害など）について、未然に防止できるよう十分配慮してください。なお、周辺耕作者や地域住民等との紛争等に関しては、事業者の責任で解決するものとし、市は責任を負わないものとします。
- ④契約期間中の各種調整及び問い合わせ等に対応する窓口を設置してください。なお、設置された窓口の連絡先等を看板により周知し、事業者において対応を行ってください。
- ⑤契約期間中に、事業者が設置した設備及び維持管理における行為等により第三者に損害を与え

た場合は、事業者の責任でその損害を賠償するものとします。

- ⑥契約期間中に事業者が発電事業を継続できなくなった場合は、当該事業者が選定し市が適切と認めた者に、当該事業の権利及び義務を継承させることができるものとします。
- ⑦事業者は、契約終了の際に設備を撤去し、土地を原状に回復するものとします。ただし、市が特に工作物等の撤去を免除した場合は、この限りではありません。

6. 法令順守等

事業の実施に当たり、関係法令を順守するとともに、事前の関係機関及び近隣等関係者との協議・調整について、全て事業者の責任と負担において実施してください。

7. 費用負担

事業の実施に関する一切の費用（申請、調査、施工等）は、全て事業者の負担とします。なお、撤去に係る費用も同様とします。

事業者が設置した設備に賦課される公租公課は、事業者の負担とします。

第3 応募に関する事項

1. 応募資格

応募者の資格は、個人、法人又は複数の法人で構成する連合体とし、自らが主体となり太陽光発電設備の設置及び運営を行うものとします。

応募者は、複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）にあつては次の（1）に掲げる要件の全てを、単独の法人にあつては次の（2）に掲げる要件の全てを、個人にあつては次の（3）に掲げる要件の全てを満たしてください。

（1）連合体の資格要件

①連合体の全構成員が満たすべき資格要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること
- イ 次の申立てがなされていないこと
 - (イ)破産法第18条又は19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - (ロ)会社更生法第17条に基づく更生手続きの申立て
 - (ハ)民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立て
- ウ 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと
 - (イ)破産者で復権を得ない者
 - (ロ)禁錮刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (ハ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
 - (ニ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - (ホ)暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に、暴力団又は暴力団員の維持・運営に協力し、もしくは関与していると認められる者
 - (ヘ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者

エ 愛西市発注業務指名停止等取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと

オ 国税又は地方税（県、市税）を滞納していないこと

カ 連合体の構成員は、他の連合体の構成員又は単独応募者となることはできない

②連合体としての資格要件

ア この募集要項に沿って太陽光発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること

イ 構成員の1者以上が、国内で太陽光発電施設の設置もしくは運営を行ったことがある、又は、現在設置もしくは運営に着手していること

ウ 応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する法人（以下「代表者」という。）をあらかじめ定め、かつ連合体の構成員の役割の分担を明確にすること

エ 代表者は、入札日において愛西市入札参加資格者名簿に記載されている者であること

(2) 単独の法人の資格要件

(1) ①「連合体の全構成員が満たすべき資格要件」のほか、(1) ②「連合体としての資格要件」の全てを1者で満たしてください。

(3) 個人の資格要件

(1) ①「連合体の全構成員が満たすべき資格要件」のうちイ(イ)の要件を除く全ての要件及び(1) ②「連合体としての資格要件」の全ての要件を個人で満たしてください。なお、(1) ①ウの役員は個人と読み替えるものとします。

2. スケジュール

日 程	内 容
平成 29 年 8 月 29 日 (火)	募集要項の公表・配布
平成 29 年 9 月 4 日 (月)・8 日 (金)	現地開放・見学
平成 29 年 9 月 5 日 (火)～12 日 (火)	募集要項等に関する質問受付
平成 29 年 9 月 15 日 (金)	質問及び質問に対する回答の公表
平成 29 年 9 月 19 日 (火)～22 日 (金)	入札参加申込受付
平成 29 年 9 月 28 日 (木)	入札参加資格確認通知
平成 29 年 10 月 2 日 (月)	入札日・落札者決定
平成 29 年 10 月上旬	基本協定締結
必要な事項が整い次第速やかに	土地賃貸借契約締結

3. 現地開放・見学

現地での説明は実施しませんが、平成 29 年 9 月 4 日 (月) 及び 8 日 (金) の午前 10 時から午後 4 時までの間、現地を開放しますので、見学を希望する場合はこの日時を厳守のうえ見学を行ってください。なお、事前の申込みは必要ありません。

4. 質疑応答

(1) 質問の受付

質問の受付は次の方法により行うものとし、質問書以外の方法（電話、訪問等）による質問には応じません。

①受付期間

平成 29 年 9 月 5 日（火）から 12 日（火）の午前 9 時から午後 5 時までの間

②提出書類

質問書【様式 9】

③提出方法

ファックス又は電子メール

※ファックス又は電子メールを送信後、必ず着信確認の電話連絡を行ってください。

④提出先

愛西市役所総務部財政課

電話番号 0567-55-7132（ダイヤル）、0567-26-8111（代表）

ファックス 0567-26-1011

電子メール zaisei@city.aisai.lg.jp

(2) 回答の公表

提出された質問及び質問に対する回答は、平成 29 年 9 月 15 日（金）までに、市ホームページに質問者名を伏せて掲載します。

愛西市ホームページ <http://www.city.aisai.lg.jp/>

5. 入札参加申込み

入札への参加を希望する場合は、次のとおり申込書を提出してください。

(1) 提出期間

平成 29 年 9 月 19 日（火）から 22 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとします。郵送の場合は、締切日当日の午後 5 時までに愛西市役所へ到着したものを有効とします。

(2) 提出書類

書類番号	提出書類	様式	備考
①	入札参加申込書	様式 1	
②	事業者の概要	様式 2	
③	事業計画書	様式 3	貸付物件ごとに作成
④	太陽光発電事業実績書	任意	
⑤	【法人】決算書（事業報告書、貸借対照表、損益計算書など）	任意	直近決算期分
	【個人】確定申告書（写）	—	前年分
⑥	【法人】履歴事項全部証明書	—	発行日から 3 ヶ月以内のもの
	【個人】身元（身分）証明書	—	
⑦	税務署が発行する納税証明書 （未納のないことの証明）	—	発行日から 3 ヶ月以内のもの （直近 1 年分）
⑧	愛知県が発行する納税証明書 （未納の税額のないこと用）	—	発行日から 3 ヶ月以内のもの （直近 1 年分）
⑨	愛西市が発行する納税証明書	—	発行日から 3 ヶ月以内のもの （直近 1 年分）
⑩	誓約書	様式 4	

※ 連合体の場合は、書類番号②、⑤～⑨を構成員ごとに提出してください

※ 書類番号⑧について、愛知県内に事業所を有しない者等で納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」【様式 5】を提出してください

※ 書類番号⑨について、愛西市内に事業所を有しない者等で納税証明書の交付が受けられないと

きは、「愛西市税の納税義務がないことの申出書」【様式6】を提出してください

(3) 提出部数

提出書類を、A4版（A3版は折込）でひも綴じし、書類ごとにインデックスを付して、正本1部、副本2部（副本はコピー可）を提出してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は必ず簡易書留としてください

(5) 提出先

愛西市役所総務部財政課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

(6) 入札参加資格確認通知

市は提出された入札参加申込書を確認し、応募資格を満たす申込者に対して入札参加資格確認通知書を通知します。

入札参加資格確認通知書を通知された応募者は、入札に参加することができます。

6. 入札

(1) 入札日時

平成29年10月2日（月）午後2時

（受付は、午後1時30分から午後1時50分）

(2) 入札場所

愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

愛西市役所北館2階 会議室2-2

(3) 提出書類

①入札書【様式7】

入札書は貸付物件ごとに作成し、封筒に入れ糊付し封印したものを提出できるようにしてください。

入札金額は、1年間の貸付料の金額を記載してください。なお、貸付物件ごとの最低貸付料は次のとおりです。

- ・貸付物件1 年額 326,400 円
- ・貸付物件2 年額 301,600 円
- ・貸付物件3 年額 106,500 円

②委任状【様式8】

代理人により入札する場合は、貸付物件ごとに作成し、受付時に提出してください。

(4) 決定方法

①貸付物件ごとに決定し、各貸付物件において市が予定する価格（最低貸付料）以上で、最高の金額を提示した応募者を落札者（事業者）とします。

②同額の者が2者以上の場合は、くじ引きにより決定します。

7. その他

(1) 応募者は、愛西市建設工事等関係入札者心得書（ただし、15条及び第16条は除く。）を順守し、入札してください。

愛西市建設工事等関係入札者心得書【別紙3】参照

(2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

- (3) 提出書類の著作権はその応募者に帰属しますが、提出された全ての書類は返却しないものとします。
- (4) 提出されたすべての書類は、愛西市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

第4 基本協定・土地賃貸借契約

1. 基本協定の締結

市及び事業者は、募集要項等を基に基本協定を速やかに締結するものとします。
基本協定書（案）【別紙1】参照

2. 土地賃貸借契約の締結

(1) 契約締結

市は、事業者が行う関係法令等許認可所管官庁、電気事業者及び経済産業省等との協議や関係法令の認定、許認可、契約手続き等の必要な事項が整い次第、速やかに事業者と土地賃貸借契約を締結するものとします。

土地賃貸借契約書（案）【別紙2】参照

(2) 契約保証金

事業者は、土地賃貸借契約締結時に、契約保証金として土地賃貸借契約期間中の貸付料総額の100分の10以上の額を、市の指定する方法により納付するものとします。なお、契約保証金は、その受け入れ期間中について利息を付けないものとします。

3. 基本協定の解除

基本協定締結後の事業者による接続申込又は事業計画認定の結果、接続ができない状況となったときは、市は基本協定を解除し、土地賃貸借契約を締結しないものとします。この場合、事業者に損害が生じて、市はその責めを負わないものとします。

また、基本協定締結後、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の改正等により事業性が見込めなくなったときは、事業者は市の承諾を得た場合に基本協定を解除し、土地賃貸借契約を締結しないことができるものとします。この場合、事業者に損害が生じて、市はその責めを負わないものとします。

4. 土地賃貸借契約の解除

事業者が、基本協定書又は土地賃貸借契約書に定める事項に違反した場合は、市は土地賃貸借契約を解除できることとします。なお、当該契約の解除により市が損害を受けた場合は、事業者はその損害を賠償するものとします。

第5 担当窓口

愛西市役所総務部財政課

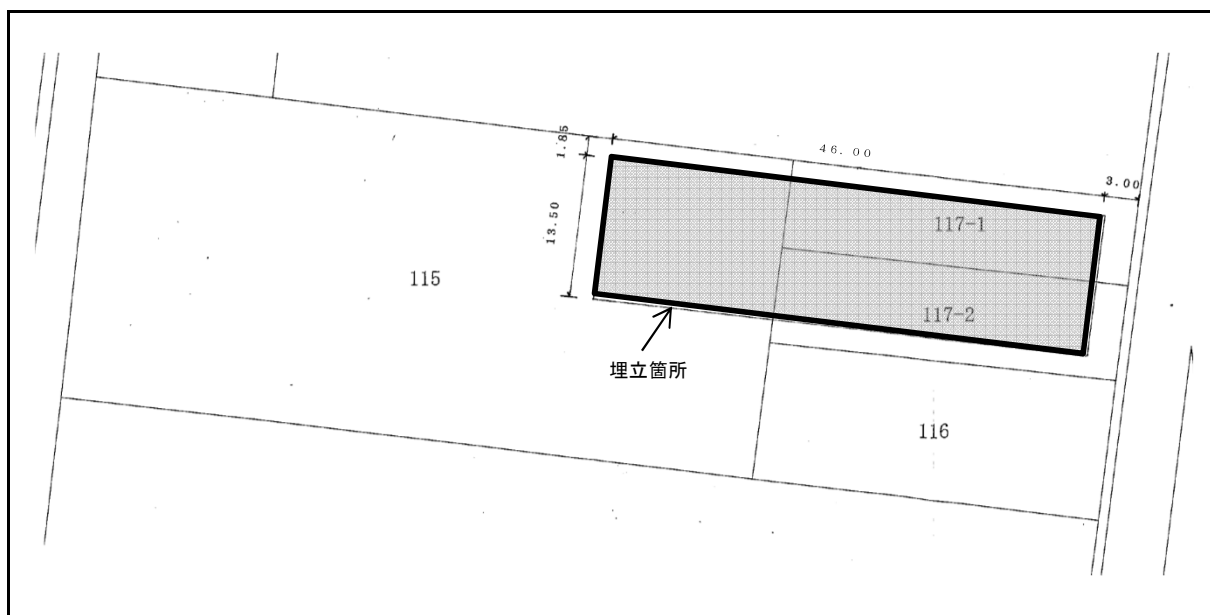
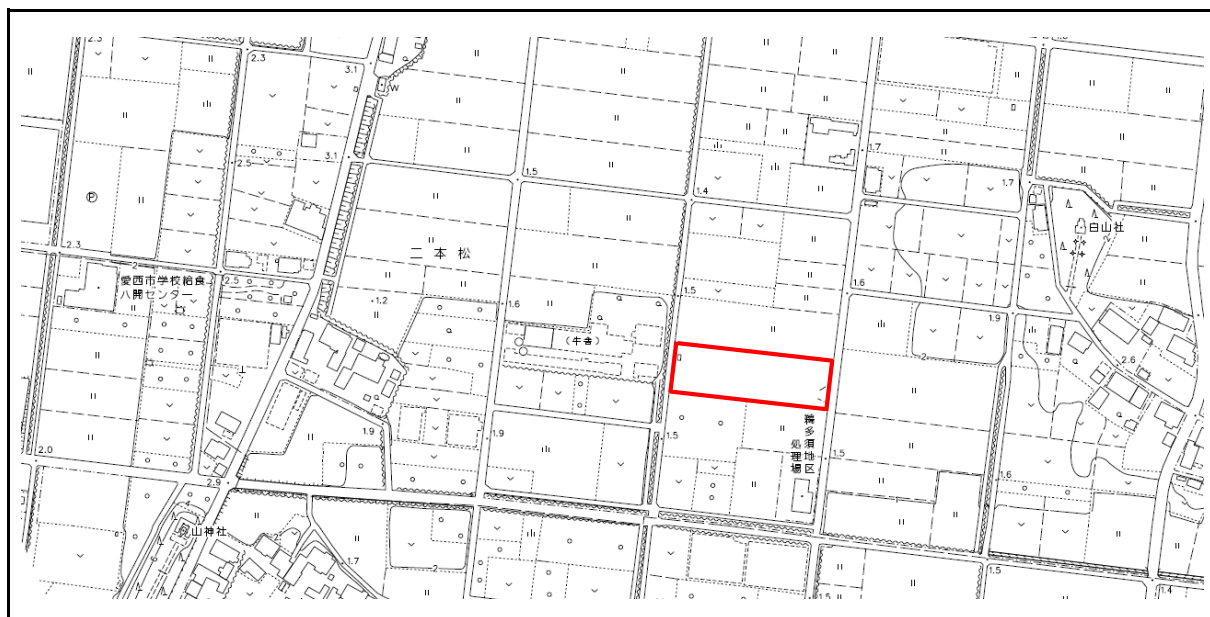
〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

電話番号 0567-55-7132 (ダイヤル)、0567-26-8111 (代表)

ファックス 0567-26-1011

電子メール zaisei@city.aisai.lg.jp

・貸付物件2(鵜多須町二本松115番,116番,117番1,117番2)



・貸付物件3(勝幡町大矢17番の一部)

